

令和7年3月28日招集

第12回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第12回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 午後1時30分から午後3時5分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター ホール

3. 出席委員 : (24名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聡	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
13. 北見 尚志	14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子
17. 本間 一寿	18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦
21. 渡邊 実	22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣

4. 欠席委員 : (なし)

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地法施行規則第29条の届出について

② 農地転用事実確認願について

③ 農地改良届の受理について

④ 農地法第18条の規定による通知について

⑤ 認定農業者について

2) 令和6年度農業委員会情報活動協議会会計監査報告について

3) 令和7年度農業委員会予算及び事業計画(案)について

4) 地域計画(案)について

5) 農業委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について

6) JA推薦委員からの連絡事項等について

7) 会務報告・会務予定について

8) その他

①3/6研修会の資料について

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 木下 和重 次 長 野 虻 雅博 係 長 伊 藤 雅之 係 長 恵帳塚 実
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第12回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	ありがとうございました。ただ今の出席委員は、委員定数24名中、24名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、第12回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。
一 同	(異議なしの声)
議 長	「異議なし」の声がございましたので、19番大野雄一郎委員、20番西野春彦委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。3月19日に開催された農地部会審議概要について、14番 佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします
佐々木農地部会長	農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局に提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また現地確認については、各地区の担当委員および推進委員に調査依頼をいたしました。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」6件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願について、議案書の2ページからになります。今月6件、田31筆30,073平米、畑11筆3,770.3平米、合計33,843.3平米。 案件番号1番、新潟市にお住まいの方からの申請で、大倉の田6筆2,252平米、畑8筆1,497.3平米、計3,749.3平米になります。宅地と一体化している3.3平米につきましては宅地、農地の荒廃化が著しく復元しても利用が見込まれない場所につきましては原野、森林の様相につきましては山林で整理するものです。 案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番、面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、6案件については、非農地の基準を満たしてい

議 長	ると考えます。説明は以上です。 それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問などがないようですので、案件番号 1 番から 6 番までについて、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」6 件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」14 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地法第 3 条の許可申請になります。議案書は 5 ページから 8 ページになります。今月 14 件、田 28 筆 44,375 平米、畑 4 筆 3,401 平米、合計 47,776 平米になります。 案件番号 1 番、畑野にお住まいの方から大久保の方へ、飯持の田 1 筆 1,457 平米。耕作地を譲り受け、経営の安定化を図るということで贈与になります。担当委員と現地確認日につきましては、備考欄をご覧くださいと思います。 案件番号 2 番、新潟市の方から秋津の方へ、秋津の田 2 筆 2,627 平米、畑 1 筆 558 平米、計 3,185 平米になります。渡し人の居宅を購入し、農地を借りて耕作していました。作物は、葡萄や野菜ということで売買になります。 案件番号 3 番、新潟市の方から秋津の方へ、秋津の田 3 筆 4,541 平米。近隣農地を取得し、果樹と野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号 4 番、新潟市の方から上横山の方へ、潟端の畑 1 筆 1,034 平米。購入予定の居宅に隣接する農地で、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号 5 番、富山県富山市の方から泉の方に、泉の田 1 筆 277 平米。宅地に隣接する農地で、自家用野菜栽培を行いたいということで贈与になります。 案件番号 6 番、新潟市の方から吉井本郷の方に、吉井本郷の田 2 筆 4,494 平米、耕作地を譲り受け、農地を維持するということで贈与になります。 案件番号 7 番、新穂長畝の方から新穂長畝の農地所有適格法人へ、新穂長畝の田 3 筆 470 平米、畑 1 筆 14 平米。耕作等している農地を譲り受け、経営の安定化を図るということで贈与になります。 案件番号 8 番、新穂長畝の方、他 1 名から新穂長畝の農地所有適格法人へ、新穂長畝の田 2 筆 502 平米。耕作等している農地を譲り受け、経営の安定化を図るということで贈与になります。 案件番号 9 番、新穂潟上の方から新穂長畝の農地所有適格法人へ、新穂潟上、新穂正明寺の田 9 筆 14,693 平米。農地を譲り受け、経営の安定化を図るということで贈与になります。 案件番号 10 番、新穂潟上の方から社会福祉法人へ、新穂正明寺の畑 1 筆 1,795

	平米。施設利用の障害者に就労の場を増やすため、椎茸等の栽培を行いたいということです。農福連携により許可要件を満たすもので売買になります。 案件番号 11 番、長石の方から竹田の方に、三宮の田 2 筆 4,559 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号 12 番、東京都渋谷区の方から西三川の方に、西三川の田 1 筆 2,427 平米。近隣農地を取得し、規模拡大を行いたいということで贈与になります。 案件番号 13 番、羽茂大崎の方から羽茂大崎の方に羽茂大崎の田 1 筆 2,441 平米。近隣農地を取得し、経営の安定化を図りたいということで贈与になります。 案件番号 14 番、杉野浦の方から杉野浦の方に、杉野浦の田 1 筆 5,887 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。以上、14 案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件番号 1 番について現地調査を行った 11 番中川義弘委員から報告をお願いします。
1 1 中川 義弘	案件番号 1 番について、3 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、案件番号 2 番から 4 番について現地調査を行った 7 番山田隆生委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号 2 番、3 番は昨年 12 月 10 日に、案件番号 4 番については 3 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。案件番号 2 番は、果樹を植える準備がされており、とても綺麗な状態でありました。案件番号 3 番ですが、草も生えておりますが、畑にできる状態になっておりました。案件番号 4 番は、畑で適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件番号 5 番について現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号 5 番について、2 月 26 日に現地確認を農業委員、推進委員、事務局で行いました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いします、
議 長	続いて、案件番号 6 番について現地調査を行った 21 番渡邊実委員から報告をお願いします。
2 1 渡邊 実	案件番号 6 番について、3 月 21 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。申請地は適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議をよろしく願いします。
議 長	続いて、案件番号 7 番から 10 番について現地調査を行った 18 番金切秀明委員から報告をお願いします。

18 金切 秀明	案件番号7番から9番は、3月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号に該当せず許可基準を満たしておりました。案件番号10番は、昨年10月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。こちらも適正に管理され、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続いて、案件番号11番について現地調査を行った10番忠野佳純委員から報告をお願いします。
10 忠野 佳純	案件番号11番について、3月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました、現地は適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしています。ご審議をお願いします。
議 長	続いて、案件番号12番について現地調査を行った14番佐々木雅文農地部会長から報告をお願いします。
14 佐々木 雅文	案件番号12番につきましては3月25日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。現地は飼料用作物を作るという予定があるそうで、既にもう牛糞が投入されておりました。適正に管理されていると判断をいたしました。よって農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	続いて、案件番号13番について現地調査を行った19番大野 雄一郎委員から報告をお願いします。
19 大野 雄一郎	案件番号13番につきまして、3月21日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認いたしました。適正に管理されており農地法3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどお願いいたします。
議 長	続いて、案件番号14番について現地調査を行った12番古屋野勝委員から報告をお願いします。
12 古屋野 勝	案件番号14番につきまして、昨年10月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議をお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件番号1番について採決を行います。10番忠野佳純委員の退席をお願いします。

議 長	(委員 退席) それでは、案件番号 1 番について、原案のとおり許可することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」案件番号 1 番を許可することに決定いたします。
議 長	(委員 着席) 次に、案件番号 2 番から 14 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」案件番号 2 番から 14 番を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」3 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、9 ページをご覧ください。5 条申請 3 件、田 6 筆 4,062 平米、畑 1 筆 282 平米、合計 7 筆 4,344 平米です。 案件番号 1 番、譲受人が多田の方、譲渡人が埼玉県の方です。申請地は窪田の畑 1 筆 282 平米、所有権の移転売買です。変更目的は駐車場等とするためです。申請理由は申請地に隣接する家で民泊を営む予定であり、そのために隣接する当該地に駐車場の他バーベキュースペースや進入路を整備するものです。申請地の場所は 10 ページの地図をご覧ください。旧佐渡一周線の窪田西バス停から南へ約 40 メートルの場所に位置しています。申請地周辺は市街化の傾向が著しい区域にある農地であり、第 3 種農地に該当します。排水は発生せず、また雨水は地下浸透させるため、周囲の農地への影響はありません。また、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に、案件番号 2 番です。譲受人が窪田の方、譲渡人が窪田の方です。申請地は窪田の田 2 筆 2,266 平米、所有権の移転売買です。申請目的は、土捨て場とするためです。変更理由は自身の経営する会社で土捨て場が不足していることから、当該地を土捨て場として利用するものです。申請地の場所は 11 ページの地図をご覧ください。国道 350 号線の至誠堂前バス停から北へ 160 メートルに位置しています。申請地周辺は市街化の傾向が著しい区域にあり第 3 種農地に該当します。排水は発生せず、水路も影響がないよう配慮するため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に、案件番号 3 番です。譲受人が新穂大野の会社、譲渡人が下新穂の方です。申請地は上新穂の田 4 筆 1,796 平米、所有権の移転売買です。変更目的は駐車場の整備です。変更目的は申請地に隣接する土地の事業拡大にともない駐車場が不足することから、当該地を駐車場として整備するものです。申請地の場所は 12 ページ

	の地図をご覧ください。一般県道金井・新穂線の新穂小学校バス停から西へ200メートルに位置しています。申請地は周囲に10ヘクタール以上の農地が広がる第1種農地です。第1種農地は原則転用は出来ませんが、許可基準に住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続し設置されるものに該当するので転用は可能です。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件番号1番、2番について、現地調査を行った私から報告をいたします。案件番号1番は10月29日、案件2番は3月25日に現地確認を行いました。事務局説明のとおりに許可基準を満たしていただきましたので、ご審議よろしく願いします。 次に、案件番号3番について、現地調査を行った3番森田聡委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件番号3番は、3月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。事務局の説明のとおりに申請地は許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から3番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請」4件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」637件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は637案件です。 案件番号1番、梅津地内の田2筆計4,278平米につきまして、春日の方から梅津の方へ令和7年4月1日から令和16年3月31日まで9年間再設定により貸借するものです。 借り手、貸し手及び案件番号2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 なお、議事参与案件は案件番号1番から41番の41件となっています。 利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件番号 1 番から 3 番について採決を行います。2 番渡邊秀一委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件 1 番から 3 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件番号 1 番から 3 番の 3 件を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	続いて、案件番号 4 番から 37 番について採決を行います。案件番号 4 番から 37 番の耕作者の法人は、13 番北見尚志委員が理事をつとめております。13 番北見尚志委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件番号 4 番から 37 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件番号 4 番から 37 番の 34 件を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席） 続いて、案件番号 38 番から 39 番について採決を行います。案件番号 38 番から 39 番の耕作者の法人は、3 番森田聡委員が理事をつとめております。3 番森田聡委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件番号 38 番から 39 番について、原案のとおり決定することに異議

	ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件番号 38 番から 39 番の 2 件を原案のとおり決定することにいたします。
	(委員 着席)
議 長	続いて、案件番号 40 番について採決を行います。8 番本間隆委員の退席をお願いします。
	(委員 退席)
議 長	それでは、案件番号 40 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件番号 40 番を原案のとおり決定することにいたします。
	(委員 着席)
議 長	続いて、案件番号 41 番について採決を行います。12 番古屋野勝委員の退席をお願いします。
	(委員 退席)
議 長	それでは、案件番号 41 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
	(委員 着席)
議 長	次に、議事参与案件を除いた案件番号 42 番から 637 番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件番号 42 番から 637 番まで、596 件を原案のとおり決定することにいたします。

議 長	それでは、日程第2「協議・報告事項」に入らせていただきます。(1) 農地部会所掌案件協議報告事項について、①「農地法施行規則第29条の届出について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農業用施設に係る届出となります。今月1件ございます。後尾の方からの届出です。場所は後尾の田909平米の内、63平米。農機具格納庫の建築です。すでに建築が終わっている案件となります。現地確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。受理させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地転用事実確認願について」事務局から説明をお願いします。
事務局	転用事実確認願1件です。申請者は畑野の方で、土地の表示は羽茂村山の畑3筆234平米です。転用目的は住宅、駐車場、墓地です。すでに整備済みです。令和5年12月27日佐農委許可第5031号で農地法第5条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和7年2月28日です。現地は地元委員より確認済みです。確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地改良届1件です。申請者が宮川の方で、土地の表示は宮川の田2筆1,273平米です。改良目的といたしまして、盛土し畑として利用できるようにするためです。土質は粘性土、砂礫土で土量が592立米。期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。地確認日は議案書記載のとおりです。以上、農地改良届について受領させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第18条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第18条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は16ページから46ページで54件ございます。今月も、受け手が不在となる利用調整案件がありますが、所有者から依頼を受け資料のきたものから順に皆

	様に依頼しますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の 47 ページから 49 ページをご覧ください。今月は本日 3 月 28 日審査分で 48 件ございます。期限切れから長期間経過したことによる新規が 1 件、再認定が 47 件です。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で農地部会所掌案件における協議・報告事項は終わりました。 次に、「(2) 令和 6 年度農業委員会情報活動協議会会計報告について」に移ります。代表監事は報告ください。
監 事	(代表監事説明)
議 長	ただ今の監事の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「(3) 令和 7 年度農業委員会予算及び事業計画(案)について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「地域計画(案)について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農業委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

局 長	令和7年4月1日付人事異動に伴い、佐渡市農業委員会会長専決処理規程に基づき、農業委員会事務局職員の任命について専決処理を行いましたので、報告します。なお、市長部局と会長の協議は、3月19日に行われております。人事異動につきましては、資料をお読み取り願います。また、この後、支所・サービスセンター職員につきまして、農業委員会兼任の任命を行うため、専決処理を行います。報告は、4月の総会で行いますので、よろしくお願いします。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(6)「J A推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。J A推薦委員からお願いします。
J A推薦委員	(J A推薦委員説明)
議 長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、J A推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(7)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問ご意見のある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(8)その他に移ります。「①3月6日研修会の資料について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、「①3月6日研修会の資料について」の報告が終わりました。ただ今の「研修会の資料について」につきまして、ご質問ご意見のある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、日程第2「協議・報告事項」が終わりました。そのほか、委員の皆様からご発言はございますか。

	(意見、質問なし)
議 長	日程にはなかったのですが、「事務局職員異動者あいさつ」を行います。事務局は、異動者の紹介をお願いします。
局 長	(事務局説明)
議 長	それでは、以上で、「事務局職員異動者あいさつ」を終了いたします。これもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木会長職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 19番 大野 雄一郎

署名委員 20番 西野 春彦